

トラノコ総合取引契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

【 契約締結前交付書面 】

トラノコ総合取引契約（以下、「総合取引契約」といいます。）の締結にあたっては、この書面の記載事項を十分お読みの上、お申し込みください。

書面による契約の解除について

総合取引契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

費用について

総合取引契約の締結および契約の維持にかかる費用はございませんが、当社は、スマートフォンアプリ等のソフトウェアの利用料として、月額390円（税込み）を徴収いたします。

総合取引契約の概要

当社において取り扱う投資信託のお取引にあたりましては、お客様と当社との間で総合取引約款に基づく総合取引契約を締結いただきます。当該契約は、投資信託の買付、解約のお申し込みや、電子交付等各種サービスのお取扱いについて定めております。詳細につきましては総合取引約款をご参照ください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第2種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社において、ファンドのお取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、当社にて振替決済口座を開設することが必要となります。
- お取引のご注文に際し、原則として、あらかじめ当社所定の方法により、当該注文に係る代金の金額を当社の指定する銀行口座にご入金いただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただきましたお取引が成立した場合には、契約締結時交付書面である取引報告書を、原則として電磁的方法によりお客様にお送りいたします。
- お取引をされたお客様には、原則として電磁的方法により、取引報告書のほか、取引残高報告書を、3か月（直近に取引残高報告書を作成した日から1年間、お客様との間でお取引が成立しておらず、または

当該受渡しを行っていない場合であって、投資信託の残高があるときには、当該日から1年を経過する日）ごとに交付します。

総合取引契約の終了事由

総合取引契約は次のいずれかに該当したときに解約されます。

- (1) お客様から、当社の定める方法により「トラノコ総合取引」のお申出があったとき
- (2) お客様が、非居住者となられたとき
- (3) お客様からこの約款の変更に関するご同意がいただけないとき
- (4) お客様の権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、1年間経過したとき
- (5) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- (6) お客様が、当社との取引において脅迫的な言動または暴力的な行為をした場合において、当社が解約を申し出た場合、その他やむを得ない理由により、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出たとき
- (7) お客様及びお客様の代理人が暴力団員、暴力団関係者またはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、投資信託協会規則「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」に基づき、当社が解約を申し出たとき
- (8) 当社が「トラノコ総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- (9) お客様に相続の開始があったことを当社が知ったとき

当社の概要

商 号 等 :	TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第384号
代表者の役職氏名 :	代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン
加 入 団 体 :	一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
主 な 事 業 :	投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	当社は加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあつせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。
設 立 年 月 日 :	平成10年7月31日
資 本 金 :	1億円
本 店 所 在 地 :	〒105-6036 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

城山トラストタワー36階

お問い合わせ先 : TORANOTEC 投信お問合わせ窓口
(電話) 03-6432-0782

営業時間 : 9時~17時

ホームページ : <https://www.toranotecasset.com/>

(令和6年9月)

**投資信託受益権の記録及び振替に関する契約、
特定口座に係る上場株式等保管委託契約 及び 特定口座に係る上場株式配
当等受領委任契約 のご説明**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

【 契約締結前交付書面 】

上記契約の締結にあたっては、この書面の記載事項を十分お読みの上、お
申し込みください。

- 当社では、お客様から券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って弊社の財産と分別し、記録及び振替を行います。
- お客様から当社に特定口座開設届出書の提出があったときは、特定口座に係る上場株式等保管委託契約を締結し、法令に従って投資信託の譲渡損益を計算します。

■手数料など諸費用について

- ・投資信託受益権の記録及び振替については、手数料等はいただいておりません。
- ・特定口座に係る上場株式等保管委託契約にかかる手数料等はいただいておりません。
- ・特定口座に係る上場株式配当等受領委任契約にかかる手数料等はいただいておりません。

■この契約は、クーリング・オフの対象になりません

この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■この契約の概要

(投資信託受益権の記録及び振替に関する契約)

当社では、お客様から券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って弊社の固有財産と分別して記録及び振替を行います。

(特定口座に係る上場株式等保管委託契約)

特定口座に係る上場株式等保管委託契約は、当社の特定口座に係る上場株式等保管委託約款に基づく契約です。当社はこの約款にしたがってお客様の投資信託の譲渡損益を計算し、特定口座年間取引報告書を作成します。当社では「特定口座（源泉徴収あり）」のみを取り扱います。

(特定口座に係る上場株式配当等受領委任契約)

特定口座に係る上場株式配当等受領委任契約は、当社の特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款に基づく契約です。当社はこの約款にしたがってお客様の投資信託の配当等の取扱いを行います。

■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第2種金融商品取引業および金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社では、総合取引契約を締結していただいたうえで、振替決済口座ならびに特定口座の取扱いを行なっております。

■この契約の終了事由

(投資信託受益権の記録及び振替に関する契約)

当社の投資信託受益権振替決済口座管理約款に掲げる事由に該当した場合、当契約は解約されます。

- (1) お客様の総合取引契約が解約された場合
- (2) お客様がこの約款に違反したとき
- (3) 「総合取引約款」に定める総合取引の扱いが解除または終了となつた場合
- (4) お客様がこの約款の変更に同意しないとき
- (5) お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- (6) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(特定口座に係る上場株式等保管委託契約)

当社の特定口座に係る上場株式等保管委託約款（特定口座約款）に掲げる事由に該当した場合、当契約は解約されます。

- ①お客様が当社に対して特定口座廃止届出書（法施行令第25条の10の7に規定されるものをいいます。）を提出したとき
- ②特定口座開設者死亡届出書（法施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、法、関連法令及び政省令で定められた特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様が暴力団員（暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者を含む。）、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥この特定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合

- ⑦お客様が取引口座を解約したとき
- ⑧お客様が本約款第 14 条に定めるこの約款の変更に同意されないと
き
- ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(特定口座に係る上場株式配当等受領委任契約)

- ①お客様が当社に対して特定口座廃止届出書（法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定されるものをいいます。）を提出したとき
- ②特定口座開設者死亡届出書（法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。）の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、法、関連法令及び政省令で定められた特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ④お客様が暴力団員（暴力団員でなくなつてから 5 年を経過しない者を含む）、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥この特定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑦お客様が取引口座を解約したとき
- ⑧お客様が本約款第 8 条に定めるこの約款の変更に同意されないと
き
- ⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書

お客様が当社に開設された特定口座における特定口座内保管上場株式等の取扱いにつき、次に掲げる事項につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 当社は、税法上の規定に基づき、お客様が当社に開設された特定口座における譲渡損益および源泉徴収税額の計算ならびに年間取引報告書の作成等を適正に行なう義務があることから、本制度の趣旨を逸脱することがないよう努めなければなりません。
2. お客様がやむを得ない事由により、当社に開設された特定口座から上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）を引き出す場合には、上記1の観点からあらかじめ当社所定の書面「特定口座内保管上場株式等の払出しに係る申出書」に次に掲げる引出し事由をご記入のうえ、ご提出いただく必要があります。
 - (1) 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に対する担保として利用する場合
 - (2) 特定口座内保管上場株式等を贈与・相続する場合
 - (3) 特定口座内保管上場株式等について、当該特定口座以外で譲渡（他社の一般口座に移管して譲渡する場合に限る。）をする場合
 - (4) 特定口座内保管上場株式等を信託する場合
 - (5) 特定口座内保管上場株式等を当社または第三者に貸し付ける場合
 - (6) その他やむを得ない事由がある場合

なお、贈与、相続または遺贈により当社に開設されている他の特定口座へ移管する場合、または特定口座を廃止する場合には、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」、「相続上場株式等移管依頼書」または「特定口座廃止届出書」をご提出いただき、上記2の申出書の提出は不要です。

以上

各種相談窓口について

当社は、個人情報等の取扱いおよび安全管理措置、金融商品取引等に関するご意見・ご要望・お問い合わせ、苦情等について、下記の当社窓口等において適切かつ迅速に対応します。

●お問い合わせ・ご意見・ご要望・苦情等について

当社お問合わせ窓口で受付けております。

【担当部署】 TORANOTEC 投信投資顧問株式会社 お問合わせ窓口

【住 所】 〒105-6036 東京都港区虎ノ門四丁目 3番 1号
城山トラストタワー36階

【電話番号】 03-6432-0782

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝・年末年始を除く)

●個人情報等に関する苦情について

当社が加入する認定個人情報保護団体の名称および個人情報等の取扱いに関する苦情相談窓口は下記の通りです。

【名 称】 一般社団法人 投資信託協会

【担当部署】 投資者相談室

【電話番号】 03-5614-8440

【受付時間】 平日 9:00~11:30、12:30~17:00

●金融商品取引等に関する苦情について

当社が加入する一般社団法人 投資信託協会が苦情相談等業務を委託する認定投資者保護団体の名称および金融商品取引に関する苦情対応・紛争解決のための申出先は下記の通りです。

【名 称】 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

【電話番号】 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

【F A X】 03-3669-9833

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝・年末年始を除く)